



# 補助金を活用して後付け安全運転支援装置を設置しましょう



本市では、70歳以上の方を対象に、安全運転支援装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）の取り付けに要した費用の一部を補助しています。昨年度に引き続き、令和3年度もこの補助金事業を実施しますので、ご活用ください。

## 対象者

- ・市内に住民登録があり、令和4年3月31日(木)現在で70歳以上の方
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ・市税を滞納していない方

## 対象自動車

- ・車検を受けている自家用車
- ・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が申請者の氏名である自動車

**実施期間** 令和4年3月31日(木)まで

**補助金額** 購入・設置費用総額の2分の1

## 対象安全運転支援装置

自動車に後付けで設置でき、ペダルの踏み間違い時などにおける急加速抑制装置としての機能がある国の認定を受けたもの

※令和3年4月1日から令和4年3月31日(木)までに設置したものが対象です。

## ●主な安全運転支援装置(3月1日時点)

装置名(例)
踏み間違い加速抑制システム(トヨタ自動車(株))
後付け踏み間違い加速抑制アシスト(日産自動車(株))
踏み間違い加速抑制システム((株)ホンダアクセス)
ペダルの見張り番II((株)データシステム)
S-DRIVE誤発進防止システム2((株)サン自動車工業)

対象の安全運転支援装置の最新情報は、(一社)次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。



## 申込み

装置設置完了日から3カ月以内で令和4年3月31日(木)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く、8時30分～17時15分)に必要書類を直接交通防犯課へ

### 必要書類

- ・ 鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・ 装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- ・ 自動車運転免許証の写し
- ・ 購入および設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書など)
- ・ 後付け安全運転支援装置設置販売証明書(様式第2号)
- ・ 市税の完納を証する納税証明書(完納証明)(申請日前3カ月以内に発行されたもの)

※完納証明は、戸籍住民課(市役所本館1階)で申請してください。

※申請書は交通防犯課、地区市民センター窓口または市ホームページで入手できます。

## 申請の流れ

